

2202.10 1. 炭酸を含まない飲料

本品は、果汁含有率21%の飲料で、小売用にしたものである。本品は、水、砂糖、濃縮還元果汁（ぶどう、レモン、ブラックカーラント、りんご、さくらんぼ及びドラゴンフルーツ）、天然香料、着色料（カラメル色素E150d）及びおたねにんじんエキスから成る。

通則1及び6を適用

2202.99 1. ピーチネクター及びアプリコットネクター

本品は、果実（皮をむき種をとったもの）をつぶして裏ごし（均質化）し、ほぼ同容量の砂糖液を加えたもので、そのまま飲用に供されるものである。

2202.99 2. アロエベラゲル

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（1リットル容器等）。アロエベラゲルが主成分となっており、その他に、ソルビトール、アスコルビン酸、くえん酸、ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム、パパイン、キサンタンガムとトコフェロール等を添加している。健康飲料として使用（1日2回、60～120ミリリットル服用）し、パッケージ又は説明書において、コレステロール減少、ぜんそく、潰瘍、便秘、風邪、消化不良、下痢等に効果があると記載されている。

2202.99 3. アロエベラドリンクングゲルピュア（液状）

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（1リットル容器等）。純粋なアロエベラゲルが99.7%と安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウムとくえん酸を少量含有している。栄養飲料として使用（1日25から50ミリリットル服用）し、広範囲のビタミン、ミネラル、酵素やアミノ酸の補給を補うものである。パッケージ又は説明書において、風邪への抵抗力を養成し、便秘や消化不良等の胃腸の不調を緩和すると記載されている。

2202.99 4. 電解質水溶液

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（250ミリリットル入り等）。ぶどう糖、果糖、フルーツフレーバー、くえん酸カリウム、塩化ナトリウム、着色料及び水が含まれている。乳幼児が下痢や嘔吐時に水分やミネラルの不足を補うため、調合や希釈することなく、直接服用するようになされたものである。

検討された物品

“Pedialyte® 飲用電解液”（登録商標名）

100ミリリットル中

ぶどう糖	2 g
果糖	510mg
フルーツフレーバー	250mg
くえん酸カリウム	237mg
塩化ナトリウム	214mg
着色料	2mg
水分	

2202.99 5. ノンアルコール飲料 (Gripe "water")

本品は、小売用の100ミリリットル瓶に入っており、重炭酸ナトリウム（5ミリリットル中50ミリグラム）とテルペンを含まないヒメウイキョウ油（5ミリリットル中2.5ミリグラム）を含んでいる。乳児や小児の腹痛、胃酸过多や膨満の軽減のため、更なる調製や希釈をすることなく、適量を飲用できるようにしたものである。摂取目安量は、年齢により、2.5ミリリットルから15ミリリットルを、一日8回までである。

通則1及び6を適用

2202.99 6. ノンアルコール飲料

本品は、ココナッツジュース（ココナッツウォーター）（80%）、水、砂糖、くえん酸及びメタ重亜硫酸カリウムから成るものである。400ミリリットルの缶入りで小売用にしたものである。

通則1及び6を適用

2202.99 7. エネルギーチョコレート風味のそのまま飲用に供される高カロリーの液状食品

本品は、単独の栄養源として適するもので、水、マルトデキストリン、ミルクたんぱく質、砂糖、植物油、ココア、香味料、乳化剤、着色料、ミネラル、ビタミン及びその他の添加物を含有する。本品は、甘味及びミルクチョコレートの風味を有する褐色で乳濁した水様の液体であり、200ミリリットルのプラスチック容器入りにしたものである。本品は、普通食の補助剤（1日当たり1～3本）又は単独の栄養源（1日当たり5～7本）として使用することができる。

通則1及び6を適用

2202.99 8. みずみずしいブラックカラント風味のそのまま飲用に供される高カロリーの液状食品

本品は、単独の栄養源として適するもので、水、砂糖、ミルクたんぱく質、香味料、着色料、ミネラル、ビタミン及びその他の添加物を含有する。本品は、甘味及び酸味並びにブラックカラントの風味を有する赤褐色で透明な水様の液体であり、200ミリリットルのプラスチック容器入りにしたものである。本品は、普通食の補助剤（1日当たり1～3本）として使用することができる。

通則1及び6を適用

2202.99 9. バナナ風味のそのまま飲用に供される高カロリーの液状食品

本品は、単独の栄養源として適するもので、水、ぶどう糖水、ミルクたんぱく質、植物油、香味料、着色料、ミネラル、ビタミン及び添加物を含有する。本品は、甘いミルク味及びバナナの風味を有するベージュ色で乳濁した水様の液体であり、200ミリリットルのプラスチック容器入りにしたものである。本品は、普通食の補助剤（1日当たり1～3本）又は単独の栄養源（1日当たり5～7本）として使用することができる。

通則1及び6を適用

2202.99 10. 食餌補助剤（液状）

本品は、水、砂糖、ソルビトール、炭酸カルシウム、水酸化マグネシウム、グルコン酸亜鉛、ビタミンD3、植物性ガムとセルロースガム、ミントオイル、オレンジオイル及びソルビン酸カリウムから成るもので、直接飲用に供される。本品は、骨にバランスの取れたカルシウムとマグネシウムを供給することにより、人の正常な骨の成長と発達を助ける。推奨される1日あたりの投与量は、人の年齢に応じて、ティースプーン2杯、1日1～2回である。本品は、小売用の200ミリリットルのボトル入りしたものである。

通則1及び6を適用

2203.00 1. フルーツビール（チェリービール）

本品は、アルコール分が3.5%のビールで、以下の二重発酵の醸造工程を経て得られる。

- 水、大麦の麦芽及び小麦の麦芽の混合物の一次発酵
- その他の原料（果汁、砂糖、香料等）の添加
- 二次発酵
- 瓶詰め後、殺菌

原料は、水(79%)、大麦の麦芽及び小麦の麦芽(11%)、さくらんぼ果汁(5%)、砂糖(4%)、ホップを含む香料及び酸化防止剤並びに甘味料(1%)である。ビールの官能的な特性（味、香り等）を持つ。

通則1を適用

2205.10 又は 2205.90 1. “Marsala all' uovo”, “Marsala alla mandorla” 及び “Crema di Marsala all' uovo” といわれる飲料

本品は、Marsala wineをもとにして、卵（又はアーモンド）及び芳香性物質で香味付けしたものである。

2205.10 2. Ginseng tonic

本品は、アルコール分11.5%の流動性のある褐色がかった液体で、標準化した高濃縮の朝鮮人参エキス（約9mg/ml）、ビターオレンジシロップ、ソルビトール及びぶどう酒を含み、250mlのガラス容器入りしたものである。

1704.90/1及び2106.90/7参照

商品名：“Ginsana G115 Ginseng” tonic

2208.30 1. モルトウイスキー及びグレーンウイスキー

本品は、アルコール分が約60%のウイスキーで、所要のアルコール分になるまで精製水で希釈して瓶詰ウイスキーを製造する際の、基本成分として用いられるものである。

2208.90 1. 欠番**2208.90 2. エタノールの水溶液**

本品は、40個の10ミリリットル瓶に入ったエタノール水溶液の取り合わせで、各瓶に、植物、花、樹木又はこれらを組み合わせた異なる名前のラベルが付けられたものである。アルコール分が20~27%で、砂糖、フーゼル油及びその他の揮発性物質が全体として重量比で約1%含まれているが、検出できるほどの量の植物、花又は樹木のエキスは含まれていない。

2208.90 3. アルコール飲料

本品は、アルコール分が30%の飲料で、りんごの発酵酒30%（アルコール分6%）、エチルアルコール29.4%（アルコール分96%）、しょうが抽出物2%（体積比）、砂糖（0.90%未満）、カラメル着色料及び水を含む。

通則1及び6を適用

2208.90 4. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が14%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明、無発泡の液体。ビールマッシュを発酵させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則1及び6を適用

2208.90 5. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が 12%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明の液体。果汁を発酵させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則 1 及び 6 を適用

2208.90 6. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が 21.9%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明の液体。フルーツワインをスピリットと混合させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則 1 及び 6 を適用

2209.00 1. 植物油、酢又は植物油及び酢を混合したもののそれに食材を加えて取り揃えた物品

本品は、それぞれ砂時計型のガラス瓶に入れられ、これらはともに特別にデザインされた金属フレーム（スタンド）にのせて提示され、小売用のセットにしたものである。それぞれの瓶は混合品から成るもので、以下の 3 つの製品の組み合わせのうちのひとつを有している：

- カノーラ油（低エルカ酸菜種油）、チリペッパー及び黒こしょう
- カノーラ油、バルサミコ酢、白酢及びローズマリー
- 白酢、チリペッパー、ローズマリー、あんず、塩、抗酸化剤及び保存料

通則 1 及び 3 (c) を適用

